

千葉県財務規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正趣旨

令和4年2月24日付けで地方自治法施行令第158条の2が改められ、同条の規定により私人に収納の事務を委託できる歳入が追加された。委託するには自治体の規則で基準を定める必要があることから、同条に対応する千葉県財務規則第58条の3について所要の改正を行う。

2 改正内容

千葉県財務規則第58条の3

- ・第1項 委託できる歳入として、令158条の2第1項各号に掲げる歳入を加える
- ・第2項 委託できる者の基準として、次の①～③を定める

①経営状況及び財務状況について安定した基礎を有する者、②公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有し、技術的な信用を有する者、③帳簿によつて正確に記録し、安全かつ迅速に事務処理ができる組織体制を有している者

- ・その他所要の改正

3 施行期日

令和4年10月1日